

議第 2 4 号

呉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

呉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

呉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 3 9 年呉市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 3 条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第 3 条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。